

大規模小売店舗の変更に関する届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により以下のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により関係書類を縦覧に供する。

なお、法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとする者は、この公告の日から縦覧期間の終了する日までに宮崎県知事に意見書を提出することができる。意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を記載すること。

届出年月日：令和 7 年 5 月 1 9 日

店舗名：マックスバリュ島之内店・ダイソー島之内店

設置者：イオン九州株式会社

株式会社大創産業

縦覧場所：宮崎県商工観光労働部商工政策課

縦覧期間：令和 7 年 5 月 30 日から令和 7 年 9 月 30 日まで

届出概要：別紙のとおり



様式第2

※受理年月日	令和7年5月19日
※受理番号	07006
※備考	

変更届出書

令和7年5月19日

宮崎県知事 殿

イオン九州株式会社

代表取締役 中川伊正

福岡県福岡市東区香椎浜二丁目8番30号

株式会社大創産業

代表取締役 矢野靖二

広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 マックスバリュ島之内店・ダイソー島之内店

所在地 宮崎県宮崎市大字島之内字境田6358番1 外

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) マックスバリュ九州株式会社

代表取締役 柴田英二

福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号

株式会社大創産業

代表取締役 矢野博丈

広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号

(変更後) イオン九州株式会社

代表取締役 中川伊正

福岡県福岡市東区香椎浜二丁目8番30号

株式会社大創産業

代表取締役 矢野靖二

広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小 売 業 者		住 所
氏 名 (名 称)	代表者 (法人の場合)	
マックスバリュ九州株式会社	代表取締役 柴田英二	福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号
株式会社大創産業	代表取締役 矢野博丈	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号

(変更後)

小 売 業 者		住 所
氏 名 (名 称)	代表者 (法人の場合)	
<u>イオン九州株式会社</u>	<u>代表取締役 中川伊正</u>	<u>福岡県福岡市東区香椎浜二丁目8番30号</u>
株式会社大創産業	代表取締役 矢野靖二	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号

※ _____アンダーラインは変更箇所を示す。

3 変更の年月日

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成30年3月1日 (株式会社大創産業 代表者の変更)

令和6年5月24日 (イオン九州株式会社 代表者の変更)

令和7年4月14日 (イオン九州株式会社 住所の変更)

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

令和7年4月14日

4 変更する理由

(1) 建物設置者の氏名及び代表者の氏名並びに住所の変更のため

(2) 小売業者の氏名及び代表者の氏名並びに住所の変更ため